



— 話し合いの中で有効利用を —

表1 農地流動化奨励金
(10a当り1土地1回)

対象地	期 間	金 額 円
農 地	3年～6年未満	10,000
	6年 以 上	20,000
採草放牧地 未 墾 地	3年～6年未満	2,000
	6年 以 上	4,000
農地を 開発して 利用可能な 農地 林 地	3年～6年未満	400
	6年 以 上	800
農地の期間 借 地	3年～6年未満	5,000
	6年 以 上	10,000

注) 諸要件が必要ですので、詳しくは市町村又は農業委員会と相談下さい。

二、農用地利用改善事業

□話し合いの中で地区の農用地の有効利用に関する申し合わせの推進
一定の地域(集落など)内の関係農家が話し合いにより、協力して自主的に作付地の集団化、農作業の効率的な実施、農用地の利用関係の改善などについて地域全体の農用地の有効利用と流動化を促進しようというものです。

これもさきの「実施方針」に基づいて進めるわけですが、実施主体は、これを進めようとする地区の農用地について権利を有する農業者の三分の二以上が参加している農業者の団体(農事実行組合や農事組合法人など)です。

そして、まず、前記に該当する団体が地区の農用地の有効利用などについて、

関係農業者の申し合わせである「農用地利用規程」を作る必要がありますが、その内容は、①事業の実施区域、②作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項、③農作業の共同化、その他農作業の効率化に関する事項、④このため必要となる利用権の設定等の促進、その他農用地の利用改善に関する事項等記載する必要があります。さらに、この

「規定」について市町村の承認を受けその後、この「規定」に基づき話し合いの中で地区の農地の有効利用と流動化等についての体制の整備等を実行に移していくこととなります。

なお、農用地利用改善事業については、①事業の実施団体の構成員である農

協の組合員が、利用権設定等促進事業により、所有農地を全部貸した場合にも農協の正組合員資格が継続すること。②この実施団体が農用地の権利関係について自主的な調整を行い、その結果を「農用地利用増進計画」にのせるよう申し出た

三、農作業受委託促進事業等

□農協等による農作業の受委託等の推進

農作業の受委託促進事業その他農用地の農業上の利用の増進を図るための事業です。これは、現在農協等が行っている農作業の受委託のあっせん等をさらに一

場合は、市町村はこれを「計画」にのせること。③この実施団体が農協法上の農業組合法人である場合は、土地改良法の土地改良事業の実施団体となりうること、という特例が設けられました。

層推進しようとするものですが、地力の増進、中間生産物の有効利用の促進、農産物の集出荷の合理化、農業後継者の育成確保、農村婦人の労働の軽減、などのためにもこれを強力に推進する必要があります。

農用地利用増進事業の進め方

この事業を実施しようとする市町村は、まず、事業を進めるための「実施方針」を作成することが必要です。

「実施方針」の内容としては、①農用地利用増進事業実施の基本方針、②利用権設定等促進事業に関する事項、③農用地利用改善事業の実施範囲の基準及びこの事業を実施する基準についての事項、④農作業受委託の促進についての事項、⑤その他必要な事項、といったことを地域の実情に応じて盛り込みながら作成す

る必要があります。

次に、市町村は、以上のような内容を内容とした「実施方針」を原知事に提出して承認を得ることが必要です。

さらに、この「実施方針」について承認を受けた後、次のような内容を内容とした「農用地利用増進計画」を作成することになります。すなわち、「計画」には、①利用権の設定等を受ける者(借り手、買い手)の氏名、住所、②利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、面積

農地法の一部改正について

農地法の規制の緩和等

農地法についても、農地等の権利移動の円滑化を図り、農業後継者の育成に資する観点から、次のような改正が行われました。

その第一点目は、小作料の定額金納制の問題です。最近における賃貸借の実態、自家飯米は自分の所有する農地で確保したいとする貸し手の要望などから、定額金納制の原則は残しながらも、耕作者の経営の安定に支障を生じない範囲内で、農業委員会の承認を受ければ例外的に物納が認められることとなりました。

第二点目は、農業生産法人の要件の緩和です。これは、従来農業生産法人に農地等の権利を提供し、かつその法人の農作業に主として従事している常時従事者が、その法人の業務執行役員の過半数を占めなければならないとされていたのを、農地等の権利は提供していなくても「その法人の農作業に主として従事する

借とその支払方法、経営受託の場合の内容、⑤その他必要な事項、を記載することとなっています。

常時従事者が、その法人の業務執行役員の過半数を占めればよい」とこととされました。これは、農地を所有していない農家の農業後継者などが、農業生産法人制度を活用して規模の大きな農業経営ができることをねらったものです。

第三点目は、農地の転貸禁止に特例を設けたことです。借り入れ農地を他に貸すことは一般的に禁じられていますが、世帯員に限って貸すことを例外的に認めました。これは、農業者年金の関係もあり、後継者への経営移譲をスムーズに進めようとするものです。

第四点目は、農地法上の許可権限等の農業委員会への委譲です。すなわち、三条の許可について、在村者の権利取得については、原則として農業委員会が許可することとし、また市街化区域内の農地の転用届けもこれまでの原知事から農業委員会で行うこととなりました。